

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理

④ 侵略的外来種による被害拡大の防止（関係機関や団体と連携した実態把握や対策の実施など）

(1) 事業目的

海外から持ち込まれた外来種は、繁殖力が強く在来生物の生育場所を奪うなど生物多様性に悪影響を与えるものがあり、これらの被害を防止する取組が必要です。

特に特定外来生物に関する普及啓発をすすめ、外来種被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」の徹底を図ります。あわせて種毎に効果的な駆除対策を提示し、自治体や住民主体の駆除対策を支援します。

(2) 取組状況

① 関係機関や団体と連携した実態把握【自然環境課、港湾空港課】

平成27年度に初めて県内で発見されたセアカゴケグモは、その後、毎年港湾施設などでの発見があり、市町村や施設管理者と連携しながら必要に応じて県民へ注意喚起するなど被害を防止する取組を進めています。

また、ヒアリ対策として令和2年度より境港水際・防災連絡会議及び浜田港・三隅港・西郷港水際・防災対策連絡会議の構成員として、環境省や各港湾管理者との情報共有に努めています。

② 関係機関や団体と連携した外来種駆除対策【自然環境課、河川課、農林水産総務課鳥獣対策室】

生態系被害防止外来種リスト※1に掲載されている緊急対策外来種のミシシippアカミミガメについて、市民団体が行う駆除対策を支援するほか、「汽水の堀川魅力アップ協議会」の構成員と共に水辺の生態系に悪影響を及ぼすブルーギルやオオクチバスなどの生態状況調査や自然観察のイベントなどを行っています。

その他、道路や河川で繁殖している特定外来生物のオオキンケイギクやナガエツルノゲイトウなどについて様々な広報媒体を用いて注意喚起を行います。

また、農林作物等に加害のあるアライグマ、ヌートリアについては積極的な捕獲を支援し、特に県西部を中心に分布が拡大しているアライグマについては目撃、被害等の情報収集、分布状況把握に努めています。

(3) 参考情報

生態系被害防止外来種リスト

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>

《用語解説》

※1 生態系被害防止外来種リスト

海外から持ち込まれ、生態系への被害が見込まれる外来種について、日本における侵略性を評価し、リスト化したもののこと。環境省作成。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課 港湾空港課 河川課 農林水産総務課鳥獣対策室	0852-22-6377